

原子力発第16066号  
平成28年4月22日

愛媛県知事  
中村時広 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 佐伯 勇 人

保安検査における指標の収集に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

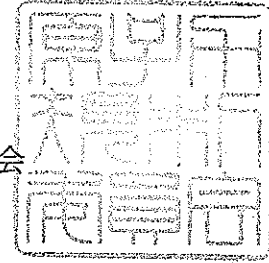
保安検査における指標の収集に関して、平成28年4月13日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

原規規発第 1604135 号  
平成 28 年 4 月 13 日

四国電力株式会社  
取締役社長 佐伯 勇人 殿

原子力規制委員会



保安検査における指標の収集について（指示）

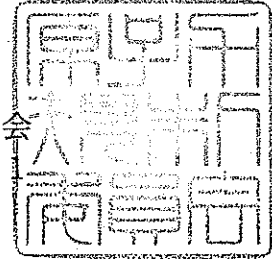
保安検査における指標の収集について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-Ca-16-001）のとおり発電用原子炉設置者に対して対応を求めることとしました。

つきましては、貴社においても、別紙に従い所要の対応を行うよう求めます。

原規規発第 1604135 号  
平成 28 年 4 月 13 日

保安検査における指標の収集について（指示）

原子力規制委員会  
NRA-Ca-16-00



原子力規制委員会は、安全に係る指標等を活用した概念を規制に取り入れることで規制の客観性を高めるとともに、規制リソースのより効率的・効果的な活用を図ることとしており、今回、安全に係る指標としてのデータ等を数年間収集して傾向分析を行い、原子力規制事務所が年度ごとに定める実施方針や年 4 回の定期の保安検査において、検査項目を選定する際の資料として活用することとしている。

このため、発電用原子炉設置者に対し、以下のとおり対応することを求めることとする。

記

1. 貴社が設置する発電用原子炉施設の保安活動で集めているデータ等のうち、別添の指標に係るものを平成 28 年度から収集し、年度ごとに取りまとめること。
2. 1. で取りまとめた結果を原子力規制庁に翌年度の第 1 四半期までに提出すること。  
なお、収集ができないデータ等については、その理由を示すこと。

(別添) 収集する30指標

番号	指 標
1	安全上重要な設備 <sup>※1</sup> , 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備に対して計画された保守作業件数及び完了済みの保守作業件数
2	安全上重要な設備 <sup>※1</sup> , 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備に対して作業期間に係る計画変更を複数回行った件数
3	手順書を変更して実施した作業件数
4	訓練の種類別の合計実施回数・合計訓練時間・合計参加人数・指摘事項
5	定検期間中の炉心損傷確率の変化( $\Delta$ CDF)の最大値
6	制御室警報表示の点灯件数(予期せぬ警報に限る)
7	安全文化醸成活動に関する評価(検査)結果
8	不適合発生件数
9	不適合の処置が完了するまでの平均期間
10	不適合の再発件数
11	不適合のうち安全上重要な設備 <sup>※1</sup> に関する件数
12	ヒューマン・エラーに起因する不適合件数
13	不適合のうち水平展開が必要と判断した件数、完了するまでの期間及び完了件数
14	根本原因分析を要する事象件数と直接原因分析を要する事象件数
15	集積根本原因分析 <sup>※2</sup> を要する事象件数
16	内部監査の実施回数
17	内部監査の指摘事項件数
18	内部監査の指摘事項の処置を完了するまでの平均期間
19	内部監査の指摘事項の処置期限の達成割合
20	内部監査による指摘事項の再発件数
21	マネジメントレビューの実施回数
22	マネジメントレビューによる指示事項と未完了件数
23	マネジメントレビューによる再指示件数
24	発電所長レビューによる指示事項と未完了件数
25	発電所長レビューによる再指示件数
26	外部機関によるレビューの実施回数
27	外部機関からの指摘事項件数
28	外部機関の指摘事項の処置を完了するまでの平均期間
29	外部機関の指摘事項の処置期限の達成割合
30	外部機関による指摘事項の再発件数

※1 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針で定められているクラス1、クラス2、クラス3に属する構築物、系統及び機器

※2 複数の類似事象から共通的な問題を抽出し解決する根本原因分析(RCA)